

新旧対照表

○北海道青少年健全育成条例（昭和30年北海道条例第17号）

新	旧
<p>第1条～第39条（略）</p> <p>（場所の提供等の禁止）</p> <p>第40条 何人も、次の各号のいずれかに該当する行為が青少年に対して行われ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知って、場所を提供し、又は周旋してはならない。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物又は<u>北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例（平成27年北海道条例第39号）第2条第1号に規定する危険薬物をみだりに使用する行為</u></p> <p>(6)（略）</p> <p>(7)（略）</p>	<p>第1条～第39条（略）</p> <p>（場所の提供等の禁止）</p> <p>第40条 何人も、次の各号のいずれかに該当する行為が青少年に対して行われ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知って、場所を提供し、又は周旋してはならない。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物をみだりに使用する行為</p> <p>(6)（略）</p> <p>(7)（略）</p>
<p>第41条～第68条（略）</p>	<p>第41条～第68条（略）</p>